

児童福祉司の概要

1 児童福祉司の主な業務内容

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

2 人数等

- 全国の児童相談所(一時保護所含む)に 2,829名(平成26年4月1日現在)配置されている。
- 児童福祉法施行令第2条により、児童福祉司の担当区域は、人口おおむね4万から7万までを標準として定めるものとされている。

3 児童福祉法第13条第2項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

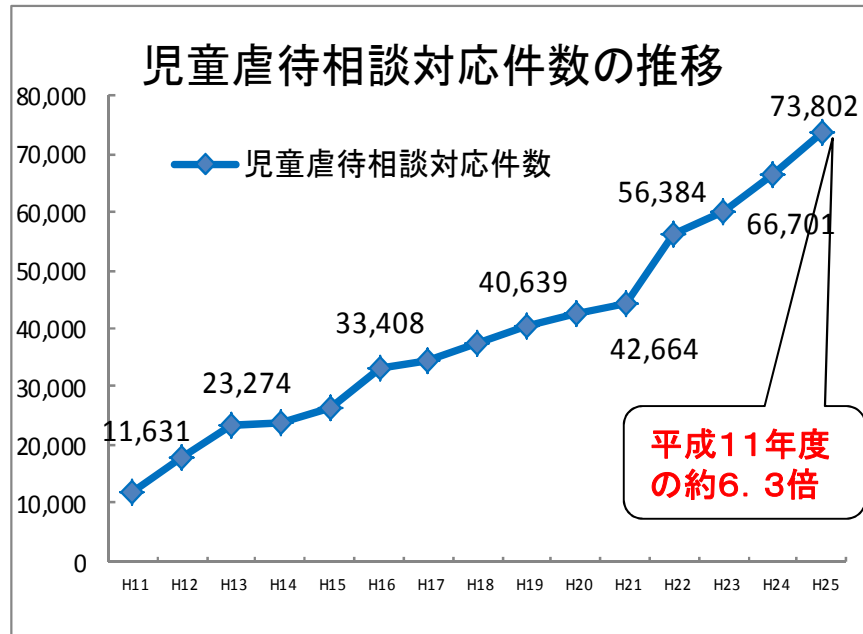
虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成25年度の状況

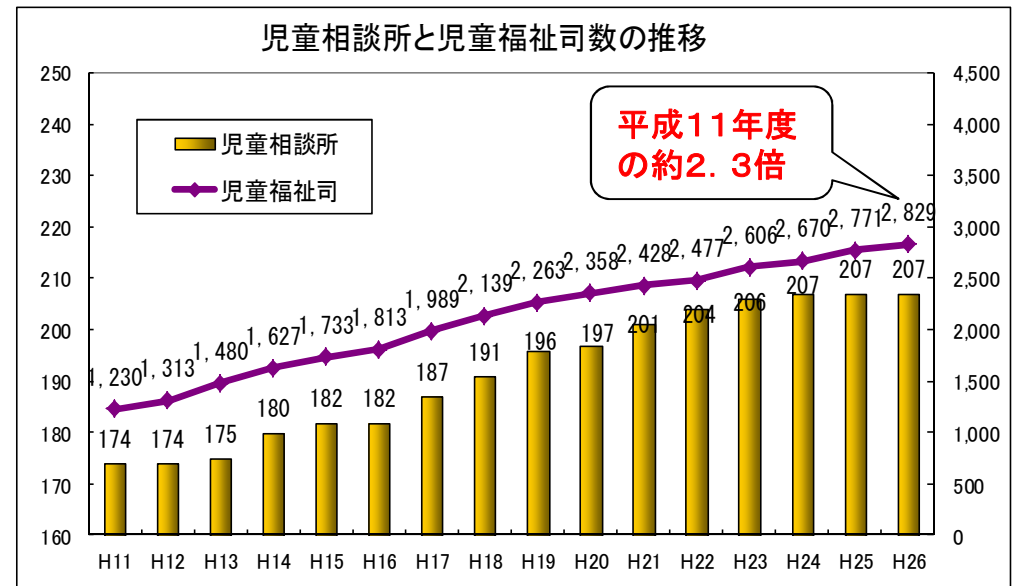
・ 児童虐待相談対応件数 73,802件



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

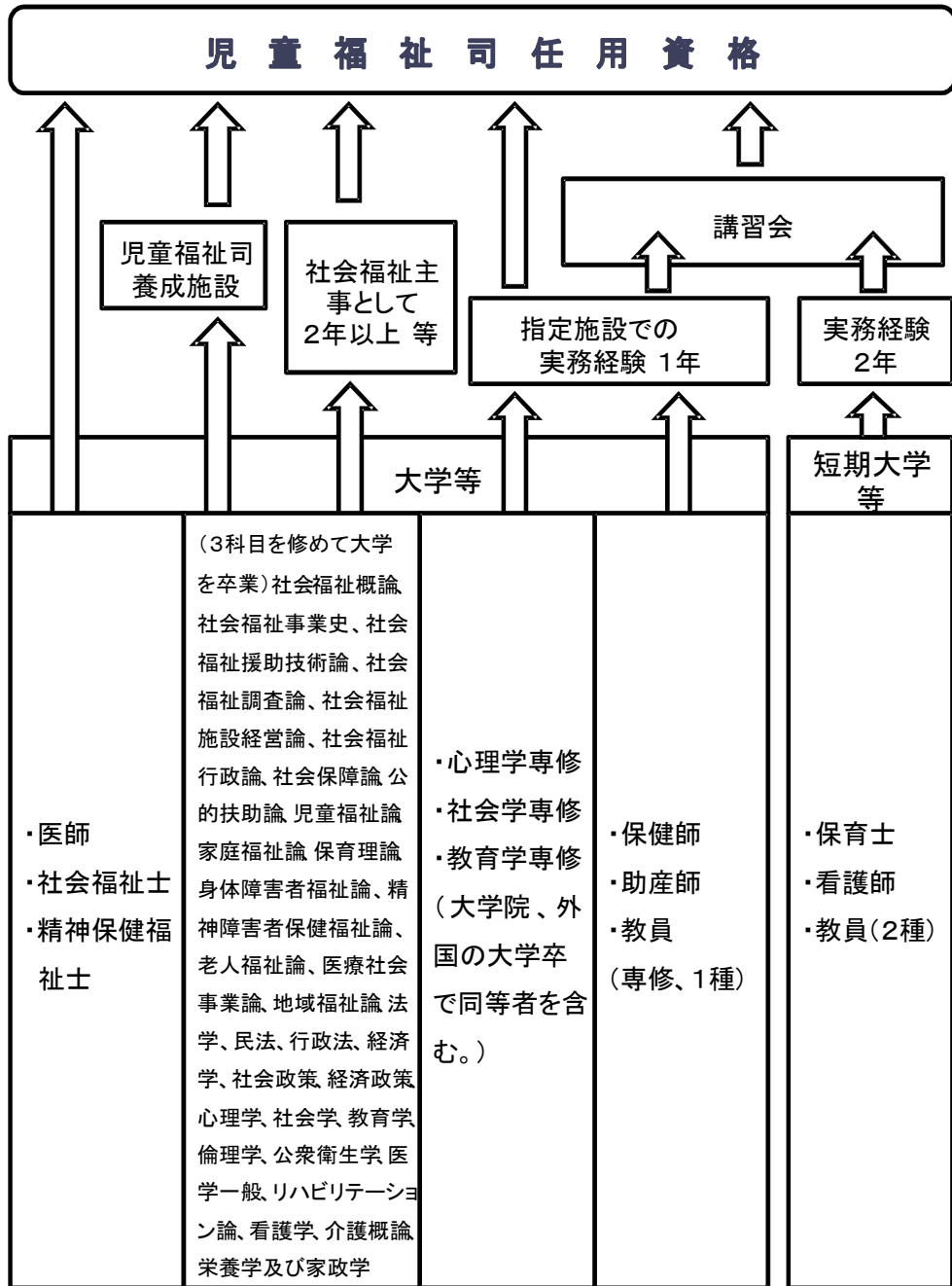
児童相談所と児童福祉司

| | 平成11年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|-------------------|
| 児童相談所設置自治体 | 59自治体 | 69自治体 (約1.2倍) |
| 児童相談所数 | 174か所 | 207か所 (約1.2倍) |
| 児童福祉司数 | 1,230人 | 2,829人 (約2.3倍) |



児童福祉司の任用資格取得過程と増員措置

児童福祉司任用資格の取得の道筋



児童相談所職員（児童福祉司）の増員措置について (平成26年度 地方財政措置)

1 児童福祉司の現状（平成26年4月1日現在）

児童福祉司数 2,829名
(児童相談所数 207か所（平成26年4月1日現在）)

(参考)

| | |
|--------|--------|
| 平成11年度 | 1,230名 |
| 平成12年度 | 1,313名 |
| 平成13年度 | 1,480名 |
| 平成14年度 | 1,627名 |
| 平成15年度 | 1,733名 |
| 平成16年度 | 1,813名 |
| 平成17年度 | 1,989名 |
| 平成18年度 | 2,139名 |
| 平成19年度 | 2,263名 |
| 平成20年度 | 2,358名 |
| 平成21年度 | 2,428名 |
| 平成22年度 | 2,477名 |
| 平成23年度 | 2,606名 |
| 平成24年度 | 2,670名 |
| 平成25年度 | 2,771名 |

2 平成26年度における地方財政措置

児童相談所職員（児童福祉司）

地方交付税標準人口170万人あたりの児童福祉司の数

36名

(参考)

地方交付税算定における人口170万人あたりの児童相談所職員数推移

| (児童福祉司) | | (児童福祉司を含む児童相談所職員総数) | |
|---------|----------|---------------------|------|
| 年度 | 対前年度 | 年度 | 対前年度 |
| 平成11年度 | 16名 | 40名 | |
| 平成12年度 | 17名 + 1名 | 41名 | + 1名 |
| 平成13年度 | 19名 + 2名 | 43名 | + 2名 |
| 平成14年度 | 21名 + 2名 | 45名 | + 2名 |
| 平成15年度 | 23名 + 2名 | 47名 | + 2名 |
| 平成16年度 | 25名 + 2名 | 49名 | + 2名 |
| 平成17年度 | 25名 | 49名 | - |
| 平成18年度 | 25名 | 50名 | + 1名 |
| 平成19年度 | 28名 + 3名 | 53名 | + 3名 |
| 平成20年度 | 29名 + 1名 | 53名 | - |
| 平成21年度 | 30名 + 1名 | 54名 | + 1名 |
| 平成22年度 | 30名 | 54名 | - |
| 平成23年度 | 32名 + 2名 | 56名 | + 2名 |
| 平成24年度 | 34名 + 2名 | 58名 | + 2名 |
| 平成25年度 | 35名 + 1名 | 59名 | + 1名 |
| 平成26年度 | 36名 + 1名 | 58名 | - 1名 |
| 平成27年度 | 36名 | 61名 | + 3名 |

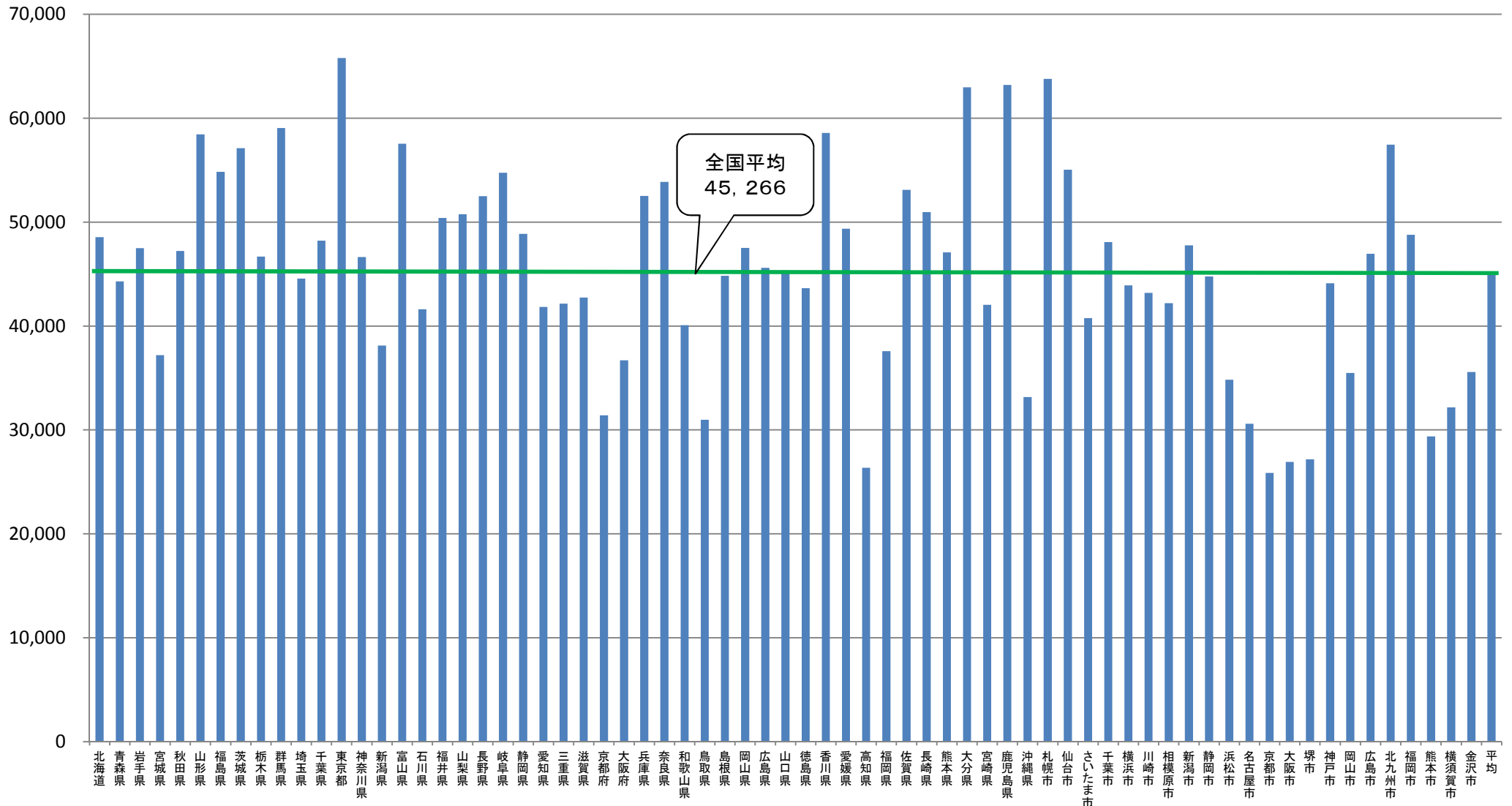
※ 児童相談所の運営経費の一般財源化について

- ・人件費 昭和25年度～
- ・運営費 昭和60年度～

平成26年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第3条に定める児童福祉司の配置標準を(4~7万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)

4~7万 52 自治体
4万未満 17 自治体



児童福祉司の現状について

児童相談所職員の専門性

○児童相談所勤務年数(通算)

・所長・児童福祉司・児童心理司別
H26.4.1現在

・所長 : ・1年未満:約4% ・1～3年:約14% ・3～5年:約13%
 ・5～10年:約25% ・10年以上:約44%
 ・児童福祉司 : ・1年未満:約13% ・1～3年:約28% ・3～5年:約18%
 ・5～10年:約24% ・10年以上:約16%
 ・児童心理司 : ・1年未満:約11% ・1～3年:約22% ・3～5年:約17%
 ・5～10年:約26% ・10年以上:約24%

○採用の資格等区分

・所長・児童福祉司・児童心理司別
H26.4.1現在

・所長 : ・医師:約3% ・心理学専攻で大学卒業:約21%
 ・社会福祉士:約13% ・児童福祉司等として勤務:約45%
 ・上記と同等以上の能力を有する者(※1):約18%
 ・児童福祉司 : ・都道府県知事の指定する養成校卒業等:約9%
 ・心理学専攻で大学卒業し指定施設で実務経験1年以上:約33%
 ・医師:約0%、・社会福祉士:約27%
 ・社会福祉主事として児童福祉事業に2年以上従事:約14%
 ・上記と同等以上の能力を有する者(※2):約17%
 ・児童心理司 : ・臨床心理士:約60% ・認定心理士:約10%
 ・社会福祉士:約6%

※1 児童虐待防止のための活動を行うNPO法人の役員として2年以上勤務した者 等

※2 保育士であり指定施設で2年以上相談援助業務に従事し指定講習会を修了した者 等

児童相談所の体制

○児童相談所の設置状況、

・職種別職員 (H26.4.1)

・児童相談所:207カ所(H22年度204カ所→H26年度207カ所)
 ・一時保護所:134カ所(H22年度124カ所→H26年度134カ所)
 ・全職員数:10,407人(H22年度9,118人→H26年度10,407人)

【内訳】

児童福祉司:2,829人(H22年度2,477人)、児童心理司:1,261人(H22年度1,108人)
 医師:577人、その他心理職・保健師・看護師等専門職等:298人、
 受付・電話相談員:754人 児童指導員・保育士 1,893人